

神奈川県三浦郡葉山町における環境アセスメント導入に関する研究

田中 章 研究室
1361027 岡安俊樹

1. 背景と目的

神奈川県三浦郡葉山町は首都圏から 50 km 圏内に位置しているが美しい山と山林が残されているが、近年は市街地外縁部の丘陵にまで開発圧が高まっている (葉山町, 2016)。

環境アセスメントは 1997 年環境影響評価法 (以後、アセス法) の制定によって、日本で法制度化された。葉山町において環境アセスメントは葉山町緑の基本計画 (改定版) (葉山町, 2016) において取り組むべき事項として取り上げられ、更に葉山町環境審議会においても平成 20 年度より導入に向けた議論が行われている。

田中, 中口, 川崎 (2002) は中小自治体であっても環境影響評価制度づくりは可能であるとし、制度化を検討すべきとしている。また、田中 (1998) はアセス法導入の際に国に向けて、理想的な環境アセスメント制度の 10 の条件を紹介している。

以上のことを踏まえ、環境アセスメント導入の検討を通し、葉山町が持つべき環境アセスメントの条件を明らかにすることを目的とした。

2. 研究方法

環境アセスメント導入に向けて、葉山町の実情を明らかにするために、町の計画、既往文献等の他、2016 年 7 月 1, 2, 3 日に葉山町立図書館で行われた第 16 回葉山まちづくり展において町民に対してインタビュー調査を行った。

明らかとなった葉山町の実情をどのようにアセスメント導入を検討する際に反映することが出来るのか、文献調査から明らかにした。

環境アセスメント導入について制度化方法、規定内容 (対象事業、評価項目、手続き) の 2 点から検討を行った。また、検討に先立ち環境アセスメント制度を有する自治体を比較対象として選定した。制度化方法は現在、葉山町における開発事業に対し手続きを課している葉山まちづくり条例への導入が可能か検討した。規定内容も先に導入が可能か検討した葉山まちづくり条例と他の自治体のアセスメント制度を比較することでどのようにすることが望ましいか検討した。

3. 研究結果

3-1. 環境アセスメント導入に向けた調査

(1) 自然環境の現状と保全状況の調査

葉山町には国のレッドデータブックにて絶滅危惧Ⅱ類に分類されるトウキョウサンショウウオな

ど貴重な生物が生息している。保全は首都圏近郊緑地保全区域や、かながわナショナルトラストなどにより保全が行われている。

葉山町は希少な生物の生息空間が存在しているが、自然環境の保全はそれらの生育空間としてではなく、緑地として保全が行われている。

(2) 開発状況の調査

葉山町での開発事業は環境影響評価法、神奈川県環境影響評価条例の対象となっている。それぞれ施行から 19 年、36 年が経つが、実施数は 1 件、5 件のみであった。それに対し、都市計画法に基づく開発許可数は過去 10 年間で 101 件存在した。

アセスメントの対象にならない規模の小さな開発が多く多く存在している。

(3) 葉山町民の環境アセスメントに対する意見調査

「今後、葉山町に環境アセスメント制度を導入すると仮定し、どのような点に着目することが必要となるか」複数回答可でインタビュー調査を行い 49 名の方から回答を得た。

結果、「生態系」、「美しい地域景観の形成」が 30 名 (61%)、「防災・減災」が 25 名 (51%)、「環境への負荷」、「大気汚染」、「水質汚染」が 6 名 (12%)、「土壌汚染」、「自然との触れ合い」が 3 名 (6%)、「その他」が 10 名 (20%) となった。

3-2. 環境アセスメント導入の検討に向けた視点の設定

地方自治体における環境アセスメントの根拠規定は条例、要綱と自治体によって異なる (環境アセスメント学会, 2014)。柳 (1999) は地方自治体の環境アセスメントの制度の形式は条例とすることが基本であるとしている。また、田島良, 酒井悠揮, 原科幸彦 (2011)、環境省 (2012) などより、対象事業、対象規模、手続きなどの過程において、地域の実情に合わせた特徴が見られ、有効であることが示唆されている。

以上から、環境アセスメントの制度化方法を条例とすること、対象事業、対象規模、手続きの規定内容から環境アセスメント導入の検討を行うことと設定した。規定内容については特に着目すべき点の設定も行い、対象事業については宅地開発に着目、評価項目は生態系、景観に着目、手続きは住民の参加という所に着目することとした。

3-3. 環境アセスメント導入の検討

(1) 環境アセスメント制度化方法の検討

条例の乱立が懸念されている点から、既存の条例である葉山まちづくり条例へ環境アセスメントが組み込むことが出来ないか検証した。結果、既往研究としてまちづくり条例の分類の一つとして環境アセスメントを取り上げている事例（三邊;1992, 和多;1999）が確認出来た。その他、まちづくり条例と環境アセスメント制度の比較から環境アセスメントとまちづくり条例の性質が近い事が示唆された他、葉山まちづくり条例の目的として自然環境を生かした土地利用と都市的土地利用の調和を図るとしており、開発と保全のバランスを図る制度である環境アセスメントと矛盾するものではない。既にアセスメントが導入されている自治体と比較しても規模が小さな葉山町では、まちづくり条例へ組み込む形での条例化が現実的であると考えた。

(2) 環境アセスメント規定内容の検討

対象事業は他の自治体のアセスメント対象となる開発規模では葉山町の開発事業規模では対象外となる可能性が高いものが多く見受けられた。

評価項目は、まちづくり条例でも一定規模以上の開発に対して評価を行っているが生態系に関する項目はない。しかし、比較対象に選定した環境アセスメント制度は全て生態系を評価項目として扱っていた。特に逗子市は「環境影響評価に係る指針」を作成し、定量的評価を可能にしている。指針化していることでアセスメント手続きとして比較的簡易な制度とて成立している（黒澤, 2013）。

手続きについては、既存のまちづくり条例では意見を述べる事が出来る人が限定されているのに対し、インターネット等を活用し情報を公開している事例が多く見られ、広く意見を募っていた。また、審査会、公聴会を開催する事例が多く存在している。

4. 結論と考察

本研究において環境アセスメント導入を検討した結果、①環境への影響が考えられる小規模な開発にも対応出来る制度にする。②定量的に評価することで誰が見ても分かりやすいようにする。③インターネット等で公開するようにし、いつでも、誰もが見ることが出来るような情報公開を行う。以上の3点が特に葉山町が持つべき環境アセスメントの条件として重要であると結論付けた。

これらの条件を具体的に実現する方法として、①小規模な開発による影響を防ぐため、例えば、逗子市と同じく対象事業規模は300㎡以上を対象にする。また、規模でのみ対象事業を選定した場合、開発場所が生態学的に脆弱な場所（湧水地、湿

地、河口、干潟、磯、砂浜など）や主要な眺望点からの景観を阻害する場所（海沿いの道路わきなど）も開発される恐れがある為、これらに関しては規模に関係なくアセスメントを実施する。②生態系に関するアセスメントについては田中, 大澤, 吉沢（2008）が制度、体制、技術の3つの課題を解決する方法としてHEPという手法の環境アセスメントにおける可能性を示唆している。これらを参考に希少な生物を評価種とした評価指針を作成するなどの工夫が考えられる。③インターネットで公開を行うことはもちろん、閲覧期間を限定することなくいつでも見ることが出来るようにする。

最後に3点の条件を活かしたアセスメント案として「2 ページアセス」を提案する。これは紙一枚、2 ページに収まるように事業内容、開発区域の現状、予測される環境影響、環境影響に対する保全策に記述内容を絞り込んでアセスメントを実施するものである。2 ページにまとめることで分かりやすいものとなり、導入の入口を簡易にすることで現在、アセスメント対象とならない小規模な開発でもアセスメントを実施しやすくなる。また、インターネットで公開し誰でも閲覧出来るようにすること、またフォーマットを統一したことで比較しながら閲覧することが可能になり、多くの人の参加を促せるといったことが考えられる。

最後に、この2 ページアセスはあくまで一例として紹介したにすぎない。今回、明らかになった条件を考慮し、今後は具体的にどのようなアセスメント制度を作る必要があるか、検討を深めていく必要がある。

【引用文献】

- 黒澤大輔（2013）逗子市における小規模の開発事業を対象とする環境影響評価。日本不動産学会誌 27(1), 46-50.
- 田島良, 酒井悠揮, 原科幸彦（2011）政令市以外の市におけるアセス条例について一枚方市と豊中市の例。環境アセスメント学会誌, 9 (2), 24-30.
- 田中章（1998）環境アセスメントにおけるミティゲーション規定の変遷。ランドスケープ研究, Vol. 61 No. 5, 763-768
- 田中章, 大澤啓志, 吉沢麻衣子（2008）環境アセスメントにおける日本初の HEP 適用事例。ランドスケープ研究, Vol. 71 No. 5, 543-548.
- 田中充, 中口毅博, 川崎健次（2002）環境自治体づくりの戦略環境マネジメントの理論と実践。株式会社ぎょうせい, 東京都, 293pp
- 原科幸彦（2011）環境アセスメントとは何か—対応から戦略へ。株式会社岩波書店, 東京都, 210pp
- 葉山町（2013）「第四次葉山町総合計画」策定に向けたアンケート調査 集計結果報告書。葉山町, 神奈川県, 52pp.
- 葉山町（2016）葉山町緑の基本計画（改定版）。葉山町福祉環境部環境課, 神奈川県, 96pp.
- 三邊夏雄（1992）都市づくり条例の緒類型と実態。23-35, 成田頼明編, 都市づくり条例の諸問題。第一法規出版株式会社, 東京都 267pp.
- 柳憲一郎（1999）最近の地方自治体アセス条例の動向分析。日本不動産学会, 第13巻3号, 36-46.
- 和多治（1999）緑地保全・土地利用管理のまちづくり条例。日本不動産学会, 第13巻第4号, 49-53.